当初設定日 2019年9月9日 追加型投信/内外/資産複合 作成基準日

## 2024年3月29日

## 基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算して います。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

## 基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	7,918 円	+ 146 円
純資産総額	12.47 億円	+ 0.03 億円

## 期間別騰落率

	騰落率
1ヵ月	1.88%
3ヵ月	1.31%
6ヵ月	6.14%
1年	2.41%
3年	-6.21%
設定来	-12.58%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと して計算しています。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額

850 円

決算期	2023年1月	2023年7月	2024年1月	
分配金	100 円	100 円	100 円	

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- ●当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありませ ん。
- ●ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断くださ
- ●投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変 動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆 様に帰属します。
- ●投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。 また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ●当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありま せん。また、今後予告なく変更される場合があります。
- ●当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆ある いは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。

追加型投信/内外/資産複合 当初設定日 : 2019年9月9日 作成基準日 : 2024年3月29日



※ 当ページの数値はマザーファンドベースです。

## 資産内容

上場投資信託	98.55%
短期金融資産等	1.45%
合 計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

## 資産クラス別構成比

債券/株式	資産クラス	比率
債券	債券	
	先進国国債	9.87%
	地方債	0.00%
	MBS(モーゲージ証券)	0.00%
	投資適格社債	12.95%
	ハイイールド社債	14.86%
	バンクローン	4.99%
	新興国債券	23.00%
株式		32.86%
	優先株式	9.81%
	高配当株式	8.97%
	REIT(不動産投資信託証券)	14.08%
	MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)	0.00%

## ご参考

ヘッジ後利回り	1.58%
---------	-------

- ※ ヘッジ後利回り(税引前)は、各種情報を基に債券ETFは最終利回り、株式ETFは配当利回りから為替ヘッジコスト/プレミアムを考慮し算出した値(対純資産総額比)です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。
- ※ 為替ヘッジコスト/プレミアムは、スポットレートおよび1ヵ月物 フォワードレートを基に計算した概算値で、実際のコスト/プレミ アムとは異なります。

## 国•地域別構成比

	国∙地域	比率
1	北米	31.81%
2	新興国	23.00%
3	オセアニア	16.96%
4	欧州	15.83%
5	日本	10.94%

※ 対純資産総額比です。

※ 対純資産総額比です。

## 組入銘柄

			組入銘柄数:	16銘柄
	銘柄名	資産クラス	ヘッジ後利回り	比率
1	iシェアーズ0-5年ハイ・イールド社債 ETF	ハイイールド社債	2.01%	9.96%
2	バンガード・オーストラリア固定金利インデックス ETF	先進国国債	-0.39%	9.87%
3	ヴァンエック・ベクトル優先証券(除金融業) ETF	優先株式	1.89%	9.81%
4	iシェアーズJPモルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF	新興国債券	1.35%	8.02%
5	iシェアーズJPモルガンUSDアジア・クレジット・ボンド・インデックスETF	新興国債券	1.16%	8.00%
6	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	REIT	4.33%	7.95%
7	iシェアーズ・コア・ューロ社債UCITS ETF	投資適格社債	-0.81%	7.93%
8	iシェアーズ・バークレイズUSDアジア高利回り債指数ETF	新興国債券	5.32%	6.99%
9	iシェアーズiBoxx米ドル建て投資適格社債 ETF	投資適格社債	-0.36%	5.02%
10	SPDRブラックストーン/GSOシニアローンETF	バンクローン	2.08%	4.99%
-11	iシェアーズ・ユーロ・ハイイールド社債UCITS ETF	ハイイールド社債	2.00%	4.90%
12	Vanguard Australian Property Securities Index ETF	REIT	-1.02%	4.10%
13	UBS スイス中型株指数 ETF	高配当株式	0.48%	2.99%
14	NEXT FUNDS 日経高配当50	高配当株式	3.13%	2.99%
15	バンガード・オーストラリアン・シェアーズ・ハイイールドETF	高配当株式	-0.21%	2.99%
16	iシェアーズ・モーゲージ不動産ETF	REIT	6.69%	2.03%

<sup>※</sup> 比率は、対純資産総額比です。

※ 為替ヘッジコスト/プレミアムは、スポットレートおよび1ヵ月物フォワードレートを基に計算した概算値で、実際のコスト/プレミアムとは異なります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

<sup>※</sup> ヘッジ後利回り(税引前)は、各種情報を基に債券ETFは最終利回り、株式ETFは配当利回りから為替ヘッジコスト/プレミアムを考慮し算出した値です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

追加型投信/内外/資産複合 当初設定日 : 2019年9月9日 作成基準日 : 2024年3月29日

### ファンドマネージャーのコメント

### 【市場動向】

米国株式市場は、FOMC(米連邦公開市場委員会)の結果が総じてハト派的と受け止められたことや、米国経済が軟着陸に向かうとの見方が強まったことが市場心理の支えとなり上昇しました。米国10年国債利回りは、物価指標が上振れたものの、FOMCで年内の利下げ見通しが保持されたことから、年央に利下げが開始されるとの見方が維持され低下しました。クレジットスプレッドは安定的に推移しました。

#### 【運用実績】

2024年3月のマザーファンドのパフォーマンスはプラスとなりました。RBA(オーストラリア準備銀行)が従来のタカ派姿勢を緩和させるとの期待が広がり、オーストラリアREITが物色されたこと等から、REITがプラス寄与となりました。日銀の金融政策における不透明感の後退からデフレ脱却の期待が高まり、日本高配当株式が上昇しました。それにより高配当株式がプラスに寄与しました。IMF(国際通貨基金)からの金融支援等から新興国の債務不履行リスクが低下していることを受け、新興国国債がプラスに寄与しました。

#### 【今後の見通しと運用方針】

米製造業の景況感に回復の兆しが見え始める等、米経済は持ち直しの動きが続く見通しであり、これにFRB(米連邦準備理事会)による金融政策転換への期待が支えとなることで、主要国の株式市場は当面、堅調さを維持するものと見ています。一方、米国のインフレ率の下げ渋りなどから長期金利については高止まりする見込みであることから、引き続き、債券よりも株式を選好する方針です。新型コロナウイルス禍の給付金などで生じた米家計の余剰貯蓄は徐々に底を尽きつつある上、足元のガソリン価格の上昇は支出の妨げとなる恐れがあります。仮に米国経済の柱である個人消費の勢いが弱まり、経済の失速感が強まる場合は、株価も調整を余儀なくされることから、今後は消費の持続力や物価の動向といった観点から米経済の先行きを慎重に見定めていきたいと考えています。

追加型投信/内外/資産複合 当初設定日 : 2019年9月9日 作成基準日 : 2024年3月29日

## ファンドの特色

- 1. 日本を含む世界の株式、債券、不動産投資信託証券(REIT)、マスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)、貸付債権(バンクローン)及びその他様々な資産クラスを投資対象とする日本を含む世界各国の金融商品取引所等の上場投資信託証券(ETF)に分散投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 2. 各資産クラスのETFは流動性及び時価総額等を勘案し選定します。市場見通しに基づき各資産クラスの配分の大枠を設定後、安定したインカムの確保及び中長期的な価格変動リスクの抑制が期待できる組み合わせに着目し、個別ETFの組入比率を決定します。
- 原則として、年2回決算を行います。

## 投資リスク

#### 《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
  従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

#### 【金利変動リスク】

債券、バンクローン等の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。なお、債券、バンクローン等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券、バンクローン等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。また、ハイイールド債券に投資する場合は、こうした金利変動の影響をより大きく受ける可能性があります。

#### 【株価変動リスク】

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### 【リートの価格変動リスク】

リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、 災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動 要因となります。

#### 【MLPの価格変動リスク】

MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)の多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を主な投資対象とするため、MLPの価格は、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の要因により変動し、基準価額の変動要因となります。

#### 【為替変動リスク】

外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

為替ヘッジは原則としてETFの取引通貨に対して行うため、ETFが取引通貨とは異なる通貨の資産を保有する場合には、当該通貨間の為替変動は基準価額の変動要因となります。

#### 【信用リスク】

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。相対的に格付が低い発行体等の有価証券等に投資する際には、信用度に関するマーケットの考え方の変化の影響をより大きく受ける可能性があり、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクがより高いものになると想定されます。

#### 【流動性リスク】

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

## 【カントリーリスク】

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

#### 【資産等の選定・配分にかかるリスク】

ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を行うため、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更します。この投資行動が、ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合があります。

また、投資対象とする資産やファンドの追加に伴い、新たな投資リスクが生じる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

追加型投信/内外/資産複合 当初設定日 : 2019年9月9日 作成基準日 : 2024年3月29日

### 投資リスク

#### 《その他の留意点》

● MLPに適用される法律又は税制が変更された場合、基準価額に影響を与えることがあります。

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

追加型投信/内外/資産複合 当初設定日 : 2019年9月9日 作成基準日 : 2024年3月29日

## お申込みメモ

購入単位・・・・販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入価額・・・・購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

(基準価額は1万口当たりで表示しています。)

換 金 単 位 ・・・ 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換 金 価 額 ・・・ 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。

換 金 代 金 ・・・ 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

申 込 締 切 時 間 ・・・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。

購 入 · 換 金 申 込 受 付 不 可 日

・・ 投資対象国・地域の休日等当該日の購入・換金のお申込みを受け付けることにより投資信託財産の効率 的な運用を妨げるおそれがあると委託会社が合理的に判断する「別に定める日」<sup>※</sup>に該当する場合は、購 入・換金のお申込みを受け付けないものとします。

※2023年10月16日現在、以下に該当する日とします。

申込日当日又はその翌営業日が次のいずれかの場合	申込日の翌営業日が次のいずれかの場合
ニューヨーク証券取引所の休業日	ロンドン証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行休業日	シンガポール証券取引所の休業日
	オーストラリア証券取引所の休業日
	ロンドンの銀行休業日
	シンガポールの銀行休業日
	シドニーの銀行休業日

なお「別に定める日」はマザーファンドの投資対象ETFの変更等により今後変更となる場合があります。 最新の情報につきましては販売会社にお問い合わせください。

換 金 制 限 ・・・ ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中止及び取消し ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場 閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受 け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。

信 託 期 間 ・・・ 無期限(2019年9月9日設定)

繰 上 償 還 ・・・ 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約 を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合

・やむを得ない事情が発生した場合

決 算 日 ・・・ 毎年1月、7月の各15日(休業日の場合は翌営業日)です。

収 益 分 配 ・・・ 年2回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。

課 税 関 係 ・・・ 課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

#### ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

#### ■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に<u>2.2% (税抜2.0%)を上限</u>として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しく は販売会社にお問い合わせください。

### ■ 信託財産留保額

換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

## ■ 運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.99%(税抜0.9%)

#### ■ その他の費用・手数料

監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場 投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。
- ※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



当初設定日 2019年9月9日 追加型投信/内外/資産複合 作成基準日 2024年3月29日

## 委託会社・その他の関係法人の概要

■ 委託会社 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第347号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

ホームページ: https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル: 0120-668001 受付時間 9:00~17:00 [土日・祝日等は除く]

■ 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

# 

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信 関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

## 販売会社

			加入協会			
商号等		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	金融先物	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	0	0	0	

- ・お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、販売会社へお申し出ください。
- ・販売会社は今後変更となる場合があります。